

- 一 續報基盤手當歸家
- 一 其新會ハ職工ノ管照ニスルコト
- 一 不貞彈指ノ難題
- 一 論主端論ノ宗則
- 一 家内長條（並正發）半二回
- 一 其日皆隨賞典端日辭四日付
- 一 副社林業ノ日辭支辭又副社林業並並ノ日辭二日支辭
- 一 事業ノ適合土ノ難題以權
- 一 副社林業一々日辭並並ハ本則ニ歸入スルコト
- 一 一難題日辭辭（一圓廿發）正開長條
- 一 論軍備並ノ難題

嫌 題 書

嫌題書ヲ發出シテ廿一日五午迄ニ回答ヲ要求シタ
 答ハシマ聞得ヘテ取回ニ知照シタハ十八日工機委員ニ令シタ

財團法人協調會大阪支所

此ノ歎願書ヲ受取ツタ會社側デハ十九日正午職工一同ヲ集メテ去ル
 九日社長ガ幹部ヲ集メテ話タ事ハ會社ノ根本方針ノ立テカタデアツ
 テ諸君ノ事ハ一言モ云ツテ居ナイ故此點ハ誤解ナキ様ニシテ貰ヒタ
 イ又此歎願書ニ對スル回答ハ廿一日迄ノ短日時デハ決マラナイカ
 ラ預ツテ置ク事ニスルガ然シ臨時職工ハ永クナルノデ一應本屆ニ
 直スコトヲモ考ヘテアル譯ダカラ安心シテ仕事ヲシテ貰ヒタイ
 廿一日改メテ歎願書ノ通りノ要求書ヲ提出シタ故會社側ハ同日正午
 再ビ職工ヲ集メテ前同様ノ意味ヲ述ベテ此上ノ要求書ノ中ヲ見ルコ
 トハ異ンデモナイガ幾ニ話シタ通りデアルカラ之ハ預ツテヲクト社
 長ハ回答シタガ之ニ對シ職工側ハ何事モ申立ルモノハナカツタガ同
 日午后ニナリ山田支配人ニ對シ要求書ヲ開イテ見テクレソシテ廿五
 日正午迄ニ回答シテ貰ヒタイト申出タガ其時社長不在ノ爲何等ノ回
 答モ出來ナカツタ更ニ代表委員ハ廿三日午前九時ニ社長ト會見シタ
 其ノ模様ハ左ノ通りデアル